

重要なお知らせ

令和 8 年 8 月 4 日
九州運輸局海上安全環境部
船舶安全環境課

令和 8 年熊本地震に伴う船舶検査等の弾力的な運用について

今般の地震により、長期的な影響が生じられることから、当分の間、次のとおり弾力措置を講じます。

1. 適用対象

被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務

2. 適用期間

令和 8 年 7 月 29 日から令和 9 年 7 月 28 日まで

3. 管海官庁

被災地を管轄する地方運輸局等で対応が困難なため、当該官署以外の地方運輸局等でも対応いたします。

4. 船舶検査等に関する弾力的な措置の内容

(1) 船舶検査等の申請及び処理

船舶検査等に係る申請について、被災により通常の申請が困難な場合にあっては、後日、正式な申請書を提出し手数料等を納付することで FAX やメール等による申請、添付書類を省略しても差し支えございません。

(2) 船舶検査証書等の有効期限の延長

令和 8 年 7 月 29 日から令和 9 年 7 月 28 日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して 3 ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内でも対応いたします。

(3) 定期的検査時の処理

被災のため受験が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であれば検査合格とし、結了日の翌日から起算して、最大 6 ヶ月後までに臨時検査を行うこととしても差し支えございません。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地にて船舶検査受検中である船舶等については、九州運輸局又は熊本運輸支局から委嘱手続き等の処理を行います。

※詳細につきましては、最寄りの運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせください。

<九州運輸局ホームページ | 支局・事務所のご案内>

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/sikyoku/body.htm>

【お問い合わせ先】

九州運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課

Tel: 092-472-3174

Mail gst-kyushu-ankanka@ki.mlit.go.jp